

福井海区漁業調整委員会指示第5-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、水深200メートル以浅の玄達瀬の海域において、毎年1月1日から12月31日までの間、いか類を除く水産動物（以下「水産動物」）の採捕について、次のとおり制限する。ただし、福井海区漁業調整委員会の承認を受けた船舶を使用して行う場合は、この限りでない。

令和5年4月11日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 制限内容

- 1 手釣りまたはさお釣りにより水産動物を採捕してはならない。
- 2 遊漁船業者は、前2項の規定に違反して水産動物を採捕する利用客を、当該海域に案内してはならない。

第2 承認漁法

承認の対象漁法は、釣り漁業が行う釣り、遊漁船業および遊漁が行う錨等を海底に投入し船を固定して行う手釣りまたはさお釣り（以下「錨泊め釣り」という。）ならびに遊漁船および遊漁が船を錨等で固定させずに行う手釣りまたはさお釣り（以下「流し釣り」という。）のうち浮き魚を対象としたルアーによる流し釣りとする。

第3 釣り漁業、遊漁船業および遊漁の期間

釣り漁業、遊漁船業および遊漁を行うことができる期間は、次のとおりとする。

(1) 釣り漁業：5月1日から4月30日まで

ただし、錨泊め釣りは5月1日から6月15日までの間は禁止する

(2) 遊漁船業：6月16日から8月15日まで

(3) 遊 漁：6月16日から8月15日まで

第3の2 承認期間

釣り漁業、遊漁船業および遊漁にかかる承認期間は、福井海区漁業調整委員会がその都度定める5月1日から始まる2年間とする。

ただし、承認期間の途中で承認するものの承認の期間は、当該承認期間が終了する日までの期間とする。

第4 承認隻数等

釣り漁業、遊漁船業および遊漁の承認隻数は、次のとおりとする。

- (1) 釣り漁業： 160隻以内
- (2) 遊漁船業： 160隻以内
- (3) 遊 漁：一日あたり50隻以内

第4の2

釣り漁業および遊漁船業で、前項の隻数を超えて申請があった場合の承認については、前年度の操業実績者を優先するものとし、操業実績のない者および新規の申請者については、福井海区漁業調整委員会による公正な抽選に基づき承認する船舶を選定する。

第5 承認の申請

釣り漁業および遊漁船業にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、福井海区漁業調整委員会が別に示した団体（別表1、以下「団体」という）の長の副申書とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。

遊漁にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、団体が作成した名簿に掲載された船舶かつ者に限るものとし、申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。

ただし、当該海域において、試験研究または教育実習のために水産動物を採捕する場合は、副申書に代えて、試験研究計画書または教育実習計画書を添付した申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出して、承認を受けなければならない。

第5の2

承認を申請する場合は、別表2に示す区分ごとに定められた操業資格を有していることを確認できる書面の写し（別表2提出書面）を申請書に添付しなければならない。

第5の3

船舶を所有しない者で当該承認を受けようとする使用者は、船舶使用承諾証明書を申請書に添付しなければならない。

第6 承認証および標旗の交付

福井海区漁業調整委員会長は、承認をしたときは、承認証および標旗を交付するものとする。

第6の2

交付を受けた承認証または標旗を亡失し、またはき損し、再交付を受けようとする船舶の所有者または使用者は、理由および団体の長の証明を付して紛失届を提出しなければならない。

第7 制限または条件

承認するに当っては、次のとおり制限または条件を付する。

- (1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業、遊漁船業および遊漁を行うときは、標旗を船橋の見やすい場所に揚げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りをを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。

第7の2

遊漁船業および遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、6月16日から8月15日までの期間の終了後1か月以内に、漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月から9月および10月から翌年3月の各期の終了後1か月以内に、それぞれの期間にかかる釣り漁業、遊漁船業および遊漁の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

第7の3

承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業、遊漁船業あるいは遊漁を行うときは、第6に規定する承認証を船舶に備え付けておかななければならない。

第7の4

承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各項に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第8 違反者の措置

承認を受けた船舶の所有者または使用者が、制限または条件あるいは指摘事項に違反した場合には、福井海区漁業調整委員長は当該船舶の承認を取り消すことができる。

第9 承認事項の変更

承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体

の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。

第10 承認証の書き換え交付

福井海区漁業調整委員会長は第9の変更承認をしたときは承認証を書き換えて交付するものとする。

第11 承認証の返納

承認を受けている必要がなくなったときまたは令和5年3月28日付けで締結した玄達瀬釣りに係る漁場利用協定書第2条に規定されている資格を欠くにいたったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。

第12 申請書類等の様式

申請に必要な書類等の様式は、福井海区漁業調整委員会が別に定める。

第13 指示の有効期間

令和5年5月1日から令和7年4月30日まで。

別表1

区分	団体
釣り漁業および遊漁船業	1 漁業協同組合 2 遊漁船業協同組合 3 その他、玄達瀬に関する漁場利用協定に締結した団体
遊漁	1 福井県小型船交通安全対策協議会

別表 2

区分	操 業 資 格	提 出 書 面
釣り漁業	・総トン数20トン未満の船舶で、船舶検査証書の航行区域又は制限において玄達瀬海域を航行区域とする船舶	・船舶検査証書の写し
	・航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者	・船舶操縦免許証の写し
	・玄達瀬から確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶	・漁業無線の場合不要 ・無線従事者免許証の写しおよび無線局免許状の写しのほか、設備の装備を確認できる書類
遊漁船業	・遊漁船業の適正化に関する法律第3条の遊漁船業の登録を受けている業者かつ船舶であり、同法第4条第1項6号の事項（損害賠償措置の保険期間）の変更について、第7条に基づき届出されていること	・遊漁船業の登録通知書の写し ・遊漁船業の変更通知書の写し（現在有効の損害賠償措置の保険期間が記載されていること）
	・総トン数3トン以上または船舶の登録長8メートル以上の船舶（ただし、20トン未満に限る）で、船舶検査証書の航行区域又は制限において玄達瀬海域を航行区域とする船舶	・船舶検査証書の写し
	・航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者	・船舶操縦免許証の写し
	・玄達瀬から確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶	・釣り漁業と兼ねて申請する場合は不要。 ・無線従事者免許証の写しおよび無線局免許状の写しのほか、設備の装備を確認できる書類
遊漁	・総トン数3トン以上または船舶の登録長8メートル以上の船舶（ただし、20トン未満に限る）で、船舶検査証書の航行区域又は制限において玄達瀬海域を航行区域とする船舶	・船舶検査証書の写し
	・航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者	・船舶操縦免許証の写し
	・玄達瀬から確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶	・無線従事者免許証の写しおよび無線局免許状の写しのほか、設備の装備を確認できる書類
	・対物賠償および対人賠償にかかる賠償責任ならびに船体救助および人命救助にかかる捜索救助費用に関する保険に加入している者かつ船舶	・保険証券の写し等

玄達瀬承認事務 様式集

福井海区漁業調整委員会

令和 年 月 日

副 申 書

福井海区漁業調整委員会長 様

(団体名)

次の船舶は、当組合員の所有（使用）船舶であり、福井海区漁業調整委員会指示第5－1号および玄達瀬における漁場利用協定を遵守いたしますので、※（釣り漁業・遊漁船業・遊漁）を御承認くださるようお願いいたします。

※ 該当しない項目を、二重線で消してください。

第5関係 様式

玄達瀬における※（釣り漁業・遊漁船業・遊漁）承認申請名簿

団体名： _____

整理 番号	釣りの 種類	氏名	船 舶				備考
			船名	漁船登録または 船舶検査番号	総トン数 または登録長	通信手段 の種類	

玄達瀬釣り漁業承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住所
氏名

玄達瀬における釣り漁業の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および 錨泊め釣り
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 釣り対象魚
- 4 操業期間 流し釣り 1月 1日から12月31日まで
錨泊め釣り 1月 1日から 4月30日まで
および 6月16日から12月31日まで
- 5 根拠地
- 6 使用する船舶
 - (1) 船名 丸
 - (2) 漁船登録番号 FK ー
 - (3) 総トン数 トン
 - (4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
 - (5) 使用権の種類 (自己所有船・使用賃借権) いずれかに○
- 7 添付書類
 - (1) 別表2に規定される内容について証明できる書面の写し。

[注] 上記6の「(5)使用権の種類」が使用賃借権の場合、「船舶使用承諾書」(様式3)を添付すること。

玄達瀬遊漁船業承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住所

氏名

玄達瀬における遊漁船業の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣りおよび錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 釣り対象魚
- 4 操業期間 6月16日から8月15日まで
- 5 根拠地
- 6 使用する船舶
 - (1) 船名 丸
 - (2) 漁船登録番号または船舶検査番号
 - (3) 総トン数または登録長 トン メートル
 - (4) 推進機関の種類および馬力 ジーゼル 馬力
 - (5) 使用権の種類 (自己所有船・使用貸借権) いずれかに○
- 7 添付書類
 - (1) 委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を証明できる書面の写し。

[注] 上記6の「(5)使用権の種類」が使用貸借権の場合、「船舶使用承諾書」(様式3)を添付すること。

玄達瀬遊漁承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

玄達瀬における遊漁の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣りおよび錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 釣り対象魚
- 4 操業期間 6月16日から8月15日まで
- 5 根拠地
- 6 使用する船舶
 - (1) 船名 丸
 - (2) 漁船登録番号または船舶検査番号
 - (3) 総トン数または登録長 トン メートル
 - (4) 推進機関の種類および馬力 ジーゼル 馬力
 - (5) 使用権の種類 自己所有船・使用賃借権
- 7 添付書類
 - (1) 委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を証明できる書面の写し。

[注] 上記6の「(5)使用権の種類」が使用賃借権の場合、「船舶使用承諾書」(様式3)を添付すること。

船舶使用承諾証明書

令和 年 月 日

住所
氏名

私は次のとおり船舶を玄達瀬釣りに使用することを承諾していることを証明します。

記

- 1 使用者
- 2 船名 丸
- 3 漁船登録番号または船舶検査番号
- 4 総トン数または登録長 トン メートル
- 5 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
- 6 使用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

漁調委釣第 *** 号

釣り漁業承認証

住所 *** **

氏名 ** **

- 1 釣りの種類 流し釣り および 錨泊め釣り
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 操業期間 流し釣り 1月 1日から12月31日まで
錨泊め釣り 1月 1日から 4月30日まで
および 6月16日から12月31日まで
- 4 使用船舶
 - (1) 船 名 ***** 丸
 - (2) 漁船登録番号 FK-*****
 - (3) 総 ト ン 数 ***** トン
 - (4) 推進機関の種類および馬力数 ***** ** 馬力
- 5 承認の有効期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 6 制限または条件
 - (1) 裏面記載のとおり

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会 会長



第6関係 様式（裏面）

6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業を行うときは、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りをを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。
- (4) 漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月から9月および10月から翌年3月の各期の終了後1か月以内に、それぞれの期間にかかる漁業の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (5) 承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業を行うときは、第6に規定する承認証を船舶に備え付けておかななければならない。
- (6) 承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員長に提出しなければならない。
- (7) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を欠くにいたったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。
- (8) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

漁調委釣第 *** 号

遊 漁 船 業 承 認 証

住所 *** **

氏名 ** **

- 1 釣りの種類 流し釣りおよび錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 操業期間 6月16日から 8月15日まで
- 4 使用船舶
 - (1) 船 名 **** * 丸
 - (2) 漁船登録番号または船舶番号 **** *
 - (3) 総トン数または登録長 **** * トン **** *メートル
 - (4) 推進機関の種類および馬力数 **** * ** 馬力
- 5 承認の有効期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 6 制限または条件
 - (1) 裏面記載のとおり

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会 会長



第6関係 様式（裏面）

6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して遊漁船業を行うときは、別に定める標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りをを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 遊漁船業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、6月16日から8月15日までの期間の終了後1か月以内に、期間にかかる遊漁船業の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (4) 当該承認を受けた船舶を使用して、遊漁船業を行うときは、本承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (5) 承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員長に提出しなければならない。
- (6) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を欠くにいたったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。
- (7) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

遊 漁 承 認 証

住所 *** **

氏名 ** **

- 1 釣りの種類 流し釣りおよび錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 遊漁期間 6月16日から 8月15日まで
- 4 使用船舶
- (1) 船 名 ***** 丸
- (2) 漁船登録番号または船舶番号 *****
- (3) 総トン数または登録長 ***** トン *****メートル
- (4) 推進機関の種類および馬力数 ***** ** 馬力
- 5 承認の有効期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 6 制限または条件
- (1) 裏面記載のとおり

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会 会長



第6関係 様式（裏面）

6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して遊漁を行うときは、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りをを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、6月16日から8月15日までの期間の終了後1か月以内に、期間にかかる遊漁の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (4) 承認を受けた船舶を使用して、遊漁を行う時は、第6に規定する承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (5) 承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員長に提出しなければならない。
- (6) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を欠くにいたったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。
- (7) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

紛 失 届

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住所

氏名

今般、玄達瀬※（釣り漁業・遊漁船業・遊漁）※承認証・標旗を紛失（破損）しましたので、私の所属する組合長の奥書証明を附して、お届けいたします。

なお、後日紛失しました※承認証・標旗を発見したときは必ず返納することを誓約いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 漁船登録または船舶番号
- 3 船 名
- 4 理 由

上記のとおり相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

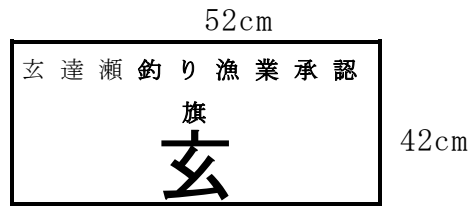
住 所

組合長

※ 該当しない項目を、二重線で消してください。

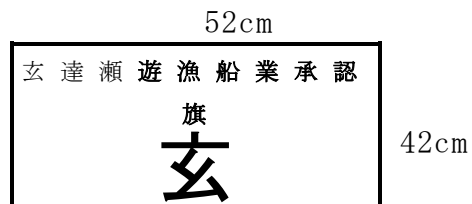
第7関係 様式

●漁 業：



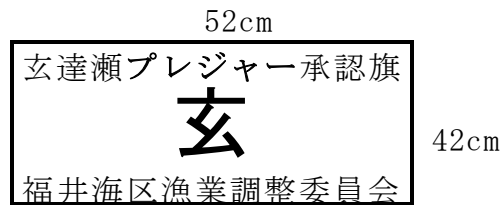
布地の色： 当該承認期間ごとに福井海区漁業調整委員会が定める色

●遊 漁 船 業：



布地の色： 当該承認期間ごとに福井海区漁業調整委員会が定める色

●遊 漁：



布地の色： 当該承認期間ごとに福井海区漁業調整委員会が定める色

第7の2関係 様式

※玄達瀬 釣り漁業・遊漁船漁業・遊漁 釣獲実績報告書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所

氏名

承認番号	船名	漁船登録または船舶番号	※操業形態
			釣り漁業・遊漁船漁業・遊漁

操業月日（月/日）		本		人		本		人		本		人	
竿数／乗船人数		本	人	本	人	本	人	本	人	本	人	本	人
ウスメバル (沖メバル)	尾数												
	k g												
キダイ	尾数												
	k g												
マダイ	尾数												
	k g												
メダイ	尾数												
	k g												
ブリ類	尾数												
	k g												
その他	漁種名												
	尾数												
	k g												
	漁種名												
	尾数												
	k g												

※該当しない項目を二重線で消してください。

第9関係 様式

玄達瀬釣り漁業承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住 所

氏 名

下記により玄達瀬における釣り漁業承認の下記の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および 錨泊め釣り
- 2 承認番号 漁調委釣第 号
- 3 承認年月日 令和 年 月 日
- 4 変更事項

項 目	変更前の内容	変更後の内容

- 5 変更時期
- 6 変更理由

第9関係 様式

玄達瀬遊漁船業承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住 所

氏 名

下記により玄達瀬における遊漁船業承認の下記の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 釣りの種類 流 し 釣 り および 錨 泊 め 釣 り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 承認番号 漁調委釣第 号
- 3 承認年月日 令和 年 月 日
- 4 変更事項

項 目	変更前の内容	変更後の内容

- 5 変更時期
- 6 変更理由

第9関係 様式

玄達瀬遊漁承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員会長 様

住 所

氏 名

下記により玄達瀬における遊漁船業承認の下記の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣りおよび錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 承認番号 漁調委釣第 号
- 3 承認年月日 令和 年 月 日
- 4 変更事項

項 目	変更前の内容	変更後の内容

- 5 変更時期
- 6 変更理由